



茨城働き方改革・労働環境改善協議会
茨城県建設業関係労働時間削減推進協議会
いばらき女性活躍・働き方応援協議会

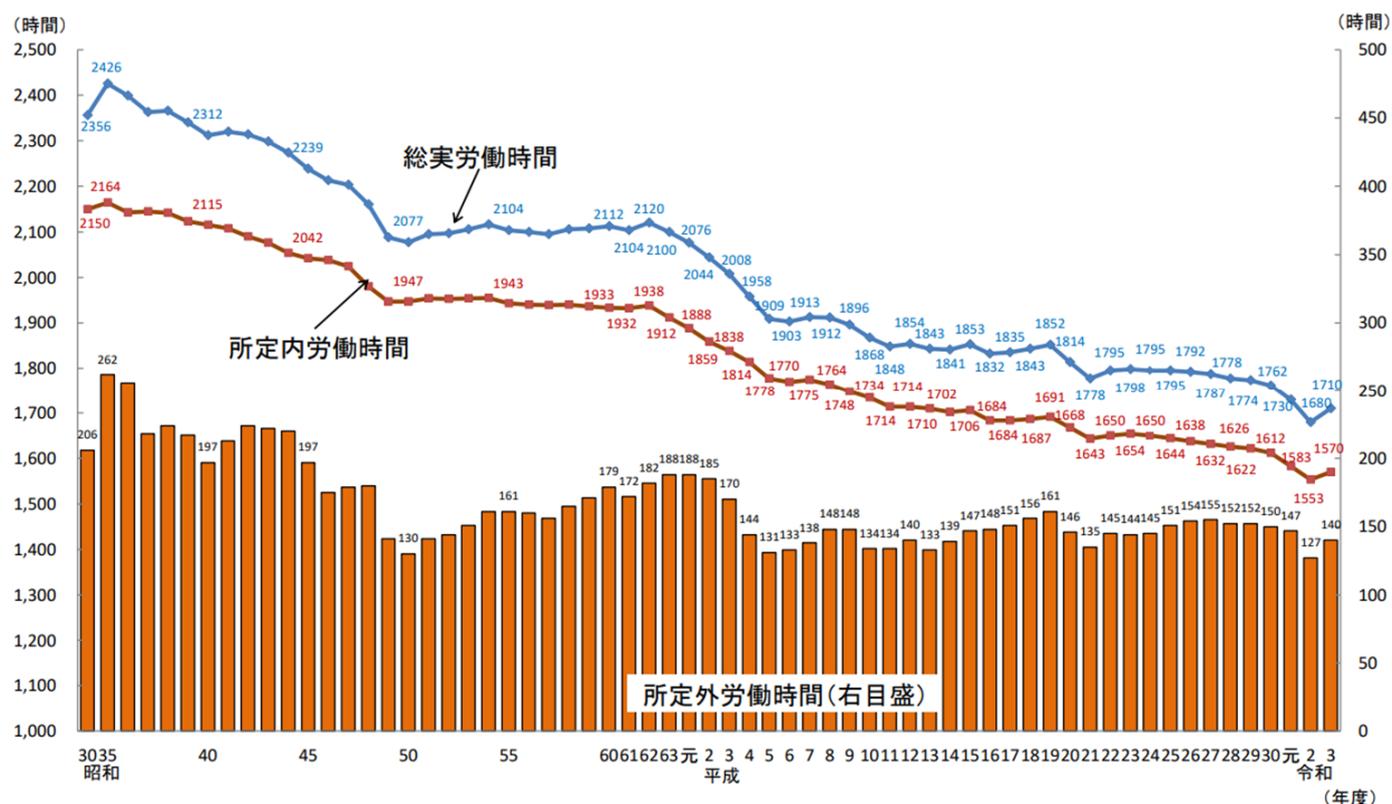
令和4年10月3日（月）

建設業及び運輸業の労働時間法制について

厚生労働省 茨城労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

年間総実労働時間の推移（年度）



資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注)1 事業所規模30人以上。

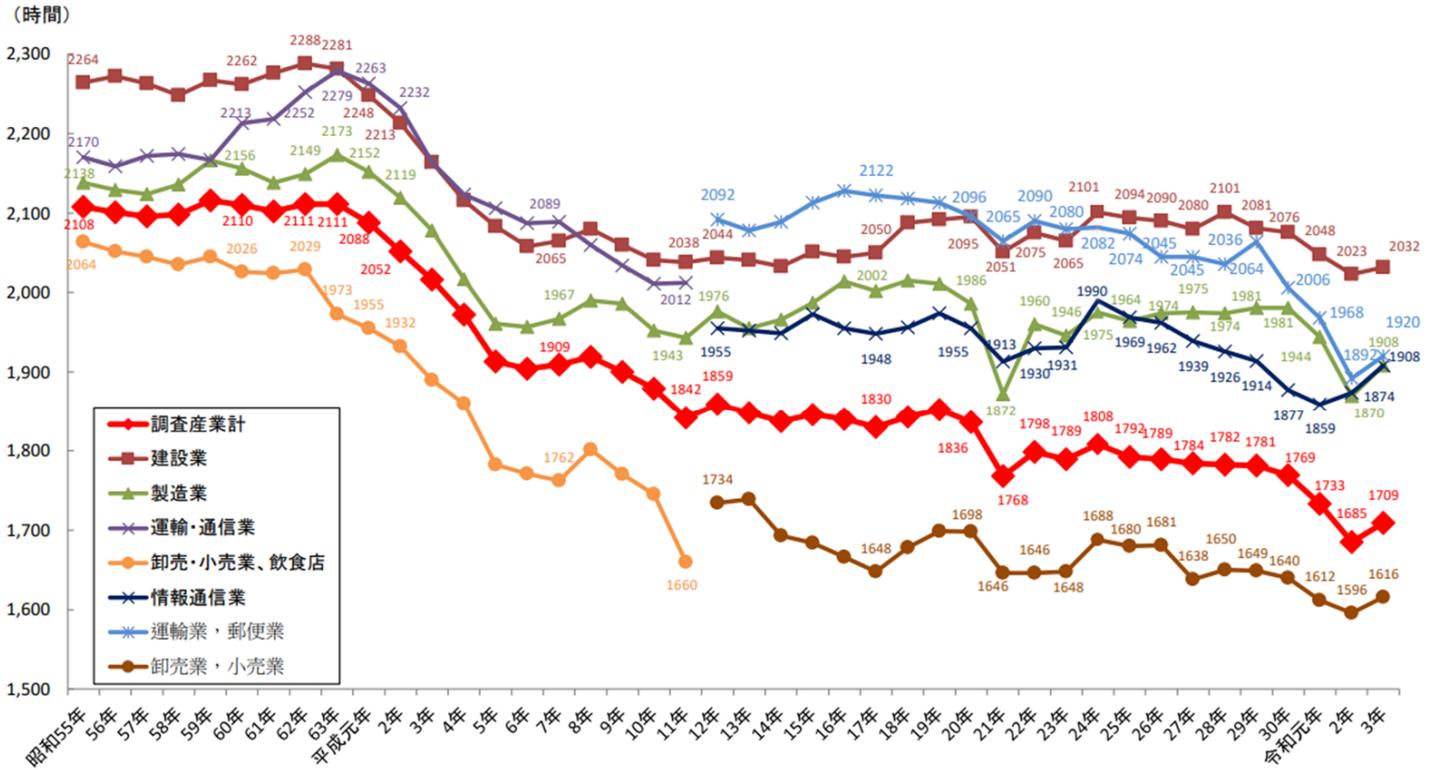
2 数値は、年度平均月間値を12倍し、小数点以下第1位を四捨五入したものである。所定外労働時間は、総実労働時間から所定内労働時間を引いて求めた。

3 昭和58年以前の数値は、各月次の数値を合算して求めた。

4 平成16年から平成23年の数値は「時系列比較のための推計値」より求めた。

主要産業別年間総実労働時間の推移

全体を通して、建設業や運輸業、郵便業の労働時間が長くなっている。



資料出所:厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 事業所規模30人以上。

平成12年に産業分類の変更あり(建設業、製造業は変更なし)。

総実労働時間の年換算値については、各月間平均値を12倍し、小数点以下第1位を四捨五入したものである。

平成16年から平成24年の数値は「時系列比較のための推計値」より求めた。

過労死等の労災補償状況（令和3年度）

※第10回労働政策審議会労働条件分科会
自動車運転者労働時間等専門委員会
トラック作業部会 参考資料2より抜粋

- ▶ 「道路貨物運送業」は、過労死等の労災請求件数、支給決定件数ともに、最も多くなっている。
- ▶ 支給決定件数は56件となっており、労災請求が認められる割合も高い。(厚生労働省公表資料「令和3年度過労死等の労災補償状況」を加工して作成)

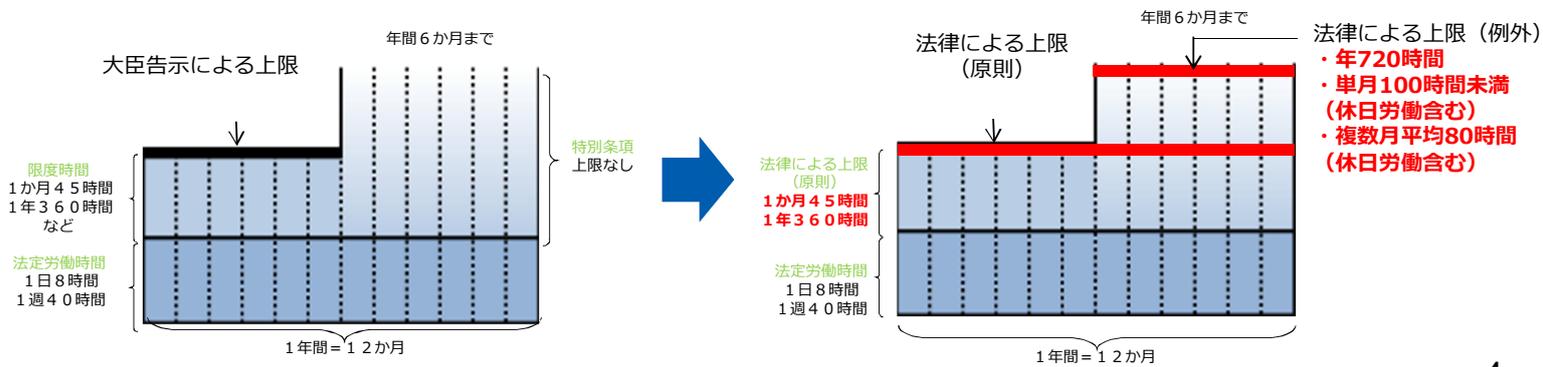
| | 業種（大分類） | 業種（中分類） | 請求件数 |
|----|-------------------|------------------|---------------------------|
| 1 | 運輸業、郵便業 | 道路貨物運送業 | 124 (3) (39 (0)) |
| 2 | サービス業（他に分類されないもの） | その他の事業サービス業 | 63 (8) (18 (1)) |
| 3 | 医療、福祉 | 社会保険・社会福祉・介護事業 | 46 (34) (7 (4)) |
| 4 | 建設業 | 総合工事業 | 43 (0) (14 (0)) |
| 5 | 医療、福祉 | 医療業 | 37 (18) (2 (2)) |
| 6 | 建設業 | 設備工事業 | 34 (0) (7 (0)) |
| 7 | 建設業 | 職別工事業（設備工事業を除く） | 28 (0) (6 (0)) |
| 8 | 宿泊業、飲食サービス業 | 飲食店 | 27 (8) (2 (0)) |
| 9 | 運輸業、郵便業 | 道路旅客運送業 | 19 (2) (2 (0)) |
| 10 | 卸売業、小売業 | その他の小売業 | 18 (1) (5 (0)) |
| 10 | 製造業 | 輸送用機械器具製造業 | 18 (1) (3 (0)) |
| 12 | 製造業 | 食料品製造業 | 16 (2) (3 (0)) |
| 12 | 卸売業、小売業 | 各種商品小売業 | 16 (4) (4 (1)) |
| 14 | 情報通信業 | 情報サービス業 | 15 (1) (3 (0)) |
| 15 | 卸売業、小売業 | 機械器具小売業 | 11 (2) (2 (0)) |
| 15 | 卸売業、小売業 | 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 | 11 (0) (3 (0)) |

| | 業種（大分類） | 業種（中分類） | 支給決定件数 |
|----|-------------------|---------------------|--------------------------|
| 1 | 運輸業、郵便業 | 道路貨物運送業 | 56 (1) (20 (0)) |
| 2 | 建設業 | 総合工事業 | 11 (0) (2 (0)) |
| 3 | サービス業（他に分類されないもの） | その他の事業サービス業 | 9 (1) (3 (0)) |
| 4 | 卸売業、小売業 | その他の小売業 | 6 (1) (3 (1)) |
| 5 | 医療、福祉 | 医療業 | 5 (2) (1 (0)) |
| 5 | 宿泊業、飲食サービス業 | 飲食店 | 5 (0) (2 (0)) |
| 5 | 製造業 | 輸送用機械器具製造業 | 5 (0) (1 (0)) |
| 8 | 卸売業、小売業 | 各種商品小売業 | 4 (1) (0 (0)) |
| 8 | 卸売業、小売業 | 食料品小売業 | 4 (0) (1 (0)) |
| 8 | 建設業 | 職別工事業（設備工事業を除く） | 4 (0) (2 (0)) |
| 8 | 生活関連サービス業、娯楽業 | 娯楽業 | 4 (0) (1 (0)) |
| 8 | 製造業 | 金属製品製造業 | 4 (0) (3 (0)) |
| 13 | 卸売業、小売業 | 機械器具小売業 | 3 (0) (2 (0)) |
| 13 | 学術研究、専門・技術サービス業 | 専門サービス業（他に分類されないもの） | 3 (0) (0 (0)) |
| 13 | 情報通信業 | 情報サービス業 | 3 (2) (0 (0)) |

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。 2 ()内は女性の件数で、内数である。 3 <>内は死亡の件数で、内数である。

時間外労働の上限規制

- 時間外労働の上限規制は、**月45時間、年360時間を原則**とし、**臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度**とする。
- 自動車運転の業務、建設事業、医師等は適用猶予・除外業務（事業）とされ、改正法施行後5年間（令和6年3月まで）は上記一般則の適用はない。
- 自動車運転の業務は、**令和6年4月から臨時的な特別な事情がある場合でも年960時間を適用**し、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。※上限規制の適用とあわせて改善基準告示についても見直し予定。
- 建設事業は、**令和6年4月から上記一般則を適用**。ただし、災害時における復旧・復興の事業については、1か月100時間未満・複数月平均80時間以内の要件は適用しない。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。



4

適用猶予業種における時間外労働の上限規制

【現在】

| | | 一般労働者 | 自動車運転の業務 | 建設事業 | 医師 | 鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業 | 新技術・新商品等の研究開発業務 |
|---|-------------|-------|----------|------|----|--------------------|-----------------|
| 月 | 限度時間 (原則) | 45 | - | - | - | 45 | - |
| | 45時間超は6月まで | 適用あり | - | - | - | 適用あり | - |
| | 単月上限 (※) | 100 | - | - | - | - | - |
| | 複数月平均上限 (※) | 80 | - | - | - | - | - |
| 年 | 限度時間 (原則) | 360 | - | - | - | 360 | - |
| | 上限 | 720 | - | - | - | 720 | - |

【令和6年4月～】

| | | 一般労働者 | 自動車運転の業務 | 建設事業 | 医師 | 鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業 | 新技術・新商品等の研究開発業務 |
|---|-------------|-------|----------|----------|------------------------------|--------------------|-----------------|
| 月 | 限度時間 (原則) | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 | - |
| | 45時間超は6月まで | 適用あり | - | 適用あり | - | 適用あり | - |
| | 単月上限 (※) | 100 | - | 100 (注1) | 100 (注2) | 100 | - |
| | 複数月平均上限 (※) | 80 | - | 80 (注1) | - | 80 | - |
| 年 | 限度時間 (原則) | 360 | 360 | 360 | 360 | 360 | - |
| | 上限 | 720 | 960 | 720 | 960 (※)(注3) 1,860 (※)(注4) | 720 | - |

※ 休日労働も含む。

注1： 災害の復旧・復興の事業は、単月上限100時間・複数月平均上限80時間の規制は適用されない。

注2： 時間外・休日労働が月100時間以上となるが見込まれる者は、36協定に面接指導を行うこと等を定めることが必要。

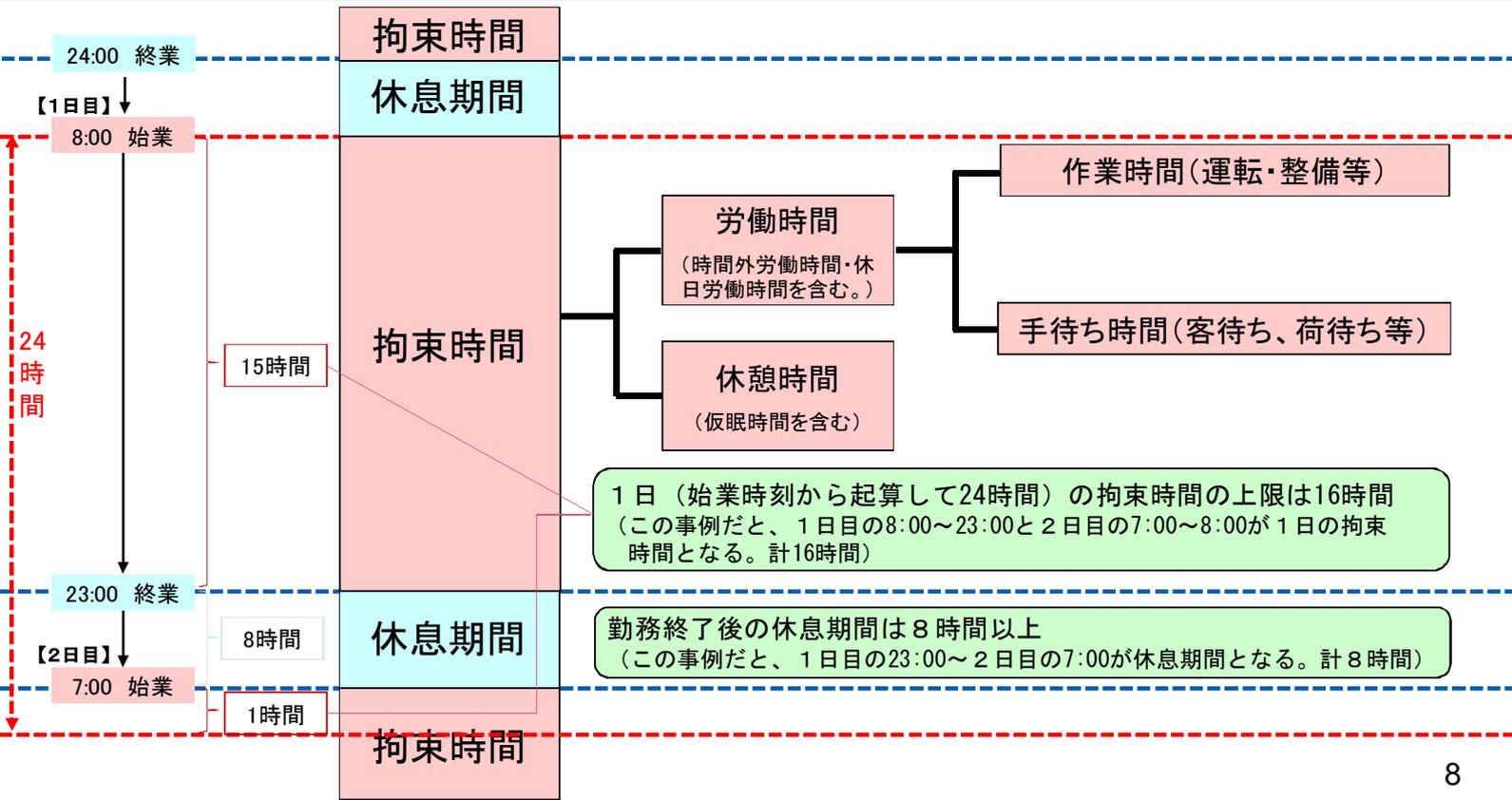
注3： 医業に従事する一般の医師にかかる基準（A水準）。休日労働を含む。

注4： B水準、連携B水準、C水準の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師にかかる基準。休日労働を含む。面接指導、労働時間が特に長時間である場合の労働時間短縮措置、勤務間インターバルの確保等を36協定に定めることが必要。

5

拘束時間と休息期間について（例）

- 拘束時間とは、労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。
- 休息期間とは、使用者の拘束を受けない期間をいう。



トラックの「改善基準告示」見直しのポイント

※第10回労働政策審議会労働条件分科会
自動車運転者労働時間等専門委員会
トラック作業部会 資料1-1

- 長時間・過重労働の実態にある自動車運転者の健康確保等の観点から、見直しを行うもの。

| | 現行 | 見直し後 |
|----------|--------------------------------------|--|
| 1年の拘束時間 | 3,516時間 | 原則： <u>3,300時間</u> - 216時間 |
| 1か月の拘束時間 | 原則： <u>293時間</u> 最大： <u>320時間</u> | 原則： <u>284時間</u> 最大： <u>310時間</u> ※ 1年の拘束時間が <u>3,400時間</u> を超えない範囲で年6回まで ※ 284時間を超える月が3か月を超えて連続しないこと。 ※ 月の時間外・休日労働が100時間未満となるよう努める。 |
| 1日の休息期間 | 継続8時間 | 継続 <u>11時間</u> を基本とし、 <u>9時間</u> 下限 ※ 長距離・泊付きの運行の場合は、運行を早く切り上げ、まとまった休息を取れるよう例外を規定。 |

【その他】

- ▶ 連続運転時間：「運転の中断」は「原則休憩」とする。SA・PA等に駐車できない等、やむを得ない場合は30分延長可。
- ▶ 分割休息特例：分割の方法を見直し（現行：4H+6H、5H+5H等→見直し後：3H+7Hも可）、分割休息が連続する期間を短縮。
- ▶ 2人乗務特例：車両が一定の基準を満たす場合には、拘束時間を延長。ただし、運行終了後11時間以上の休息を確保。
- ▶ 予期し得ない事象：事故、故障、災害等やむを得ない場合の例外的取扱いを規定。

茨城労働局の取組①

労働基準監督署の労働時間相談・支援班の取組

- 各労働基準監督署に「労働時間相談・支援コーナー」を設置。
- 労働時間相談・支援コーナーでは、中小企業事業主向けに時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般や時間外労働削減に向けた取組について、相談・支援を実施。
- 中小企業事業主から希望に応じて、労働基準監督署の労働時間相談・支援班による個別訪問を実施。
- 時間外労働の上限規制等の働き方改革関連法に関する説明会を定期的に実施。

労働時間管理適正化指導員による個別訪問

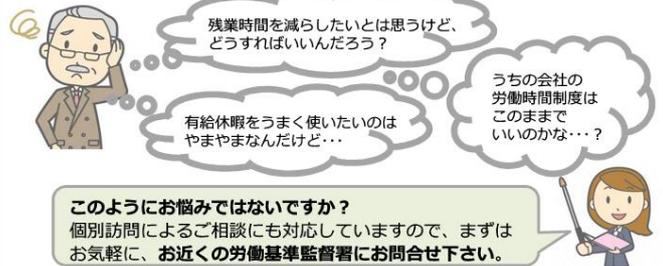
- 運輸交通業の事業者向けに事業主や労務管理担当者に労働基準関係法令の理解を深めていただくことやドライバーの労働条件等の改善のための取組を自主的に行っていただくことを目的として、労働時間管理適正化指導員による個別訪問（無料）を実施。

中小企業事業主のみならずへ

「働き方改革」への取り組みを支えるため 労働時間相談・支援コーナー を設置します。

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、お悩みに沿った解決策をご提案します。

- Ⓕ 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- Ⓕ 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- Ⓕ 長時間労働の削減に向けた取組み
- Ⓕ 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金



- ◆ 「労働時間相談・支援コーナー」は、全国の労働基準監督署に設置しています。
- ◆ 窓口相談、電話相談どちらも受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）

※ 労働基準監督署の所在地・電話番号は、厚生労働省HPに掲載しています。労働基準監督署 一覧 検索

この他にも「働き方改革」に関する様々な支援を実施しています。裏面をご参照下さい。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

茨城労働局の取組②

働き方改革推進支援センターの取組

- 就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援することを目的として、全国47都道府県に設置。

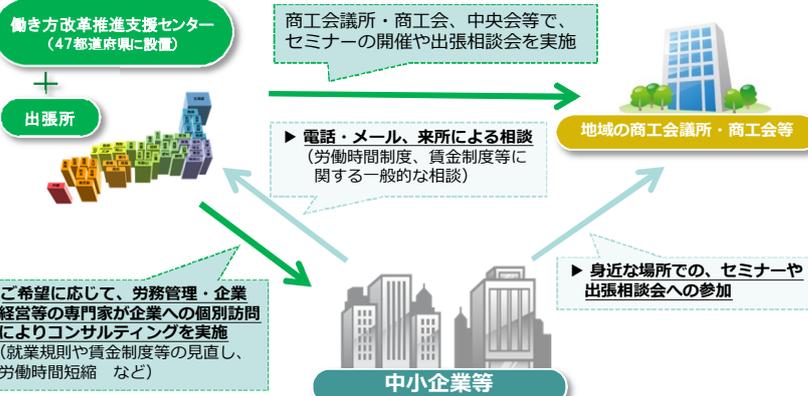
茨城働き方改革推進支援センター 実施機関：株式会社タスクールPlus

★ 以下の4つの取組をワンストップで支援します。

- ① 長時間労働の是正
- ② 同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善
- ③ 生産性向上による賃金引上げ
- ④ 人手不足の解消に向けた雇用管理改善

例えば、以下のようなことを総合的に検討して支援！

- ・ 弾力的な労働時間制度
- ・ 業種に応じた業務プロセス等の見直し方法
- ・ 利用できる国の助成金



中小企業・小規模事業者の皆様へ

「働き方改革」は、多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革です。

茨城働き方改革推進支援センター が、事業主の皆様を無料でご支援します！

悩める経営者の子カラになります！

女性活躍推進法？

育児改正？

特に、以下のお悩みや課題は迷わずご相談ください。



- ☑ 時間外労働の上限規制対応
- ☑ 36協定の締結・届出
- ☑ 就業規則の作成・変更
- ☑ ハラスメント防止対策
- ☑ 年次有給休暇の取得義務
- ☑ 同一労働同一賃金
- ☑ 人材確保・人材育成
- ☑ 生産性向上と賃金引上げ
- ☑ 活用可能な助成金

※ これらは相談事例の一部です。他の課題もOK。

ワン・ストップ 無料相談

- 無料 ご相談
当センター内で電話や来所相談を行っています。
- 無料 個別訪問
希望日に専門家が貴社を訪問して支援を行います。
- 無料 セミナー開催
働き方改革や法改正についてのセミナーを開催します。

茨城働き方改革推進支援センター

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸2丁目2-27 リパティ三の丸2F

電話 ファックス

0120-971-728 029-302-3472

E-mail ホームページ

ibaraki@task-work.com <https://taskwork.com/top/consultation/ibaraki.html>



裏面は無料出張相談申込書となっております。FAX または E-mail でお申し込み下さい。